

8-3-7 文化財

(1) 調査

1) 調査の基本的な手法

調査項目	調査の手法及び調査地域等
・法令等で指定等されている、史跡、名勝、天然記念物等の状況	文献調査：文化財関連の文献、資料を収集し、整理した。また、文献調査の補完のため、関係自治体等へのヒアリングを行った。 調査地域：対象事業実施区域及びその周囲の内、山岳トンネル、非常口（山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地を対象に、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤード及び工事用道路の設置並びに鉄道施設の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。 調査期間：最新の情報を入手可能な時期とした。

2) 調査結果

調査地域における文化財の状況を、表 8-3-7-1、表 8-3-7-2 に示す。

調査地域内に、指定等文化財は国指定 3 件、国選定 1 件、県指定 3 件、市町村指定 14 件の全 21 件、埋蔵文化財包蔵地は 96 箇所分布している。

表 8-3-7-1 指定等文化財の状況

地点番号	市町村名	種別		名称	所在地	指定年月日
01	大鹿村	建造物	国指定	松下家住宅	大河原 1665	昭和 48 年 6 月 2 日
02				福德寺本堂	大河原上蔵	明治 48 年 2 月 8 日
03			村指定	野々宮神社舞台	大河原上蔵	昭和 61 年 1 月 24 日
04		史跡	村指定	香坂高宗墓跡	大河原 2050	平成 8 年 3 月 14 日
05	豊丘村	史跡	村指定	小野山古墳（第 1 号）	神稲	昭和 61 年 12 月 17 日
06				小野山古墳（第 2 号）	神稲	昭和 61 年 12 月 17 日
07		天然記念物	村指定	ミヤマトサミズキ	豊丘村	平成元年 4 月 13 日
08	喬木村	建造物	村指定	安養寺毘沙門堂	5006	平成 7 年 7 月 12 日
09				知久陣屋茶室「曙月庵」	3292-1	平成 6 年 1 月 20 日
10		史跡	村指定	郭 1 号古墳	3258-1	昭和 46 年 3 月 31 日
11	飯田市	建造物	国指定	下黒田の舞台	上郷黒田 2346	昭和 49 年 11 月 19 日
12			県指定	旧座光寺麻績学校校舎	座光寺 2535	昭和 60 年 11 月 21 日
13			市指定	耕雲寺の羅漢門	座光寺 1708	平成 3 年 9 月 21 日
14		史跡	県指定	高岡第 1 号古墳	座光寺高岡 3338-1 ほか	昭和 35 年 2 月 11 日
15				南本城城跡	座光寺 2503 ほか	平成 25 年 3 月 25 日
16			市指定	畦地 1 号古墳	座光寺 3296-4	平成 20 年 11 月 18 日
17		飯田藩主堀家の墓所		上飯田 4166	昭和 46 年 3 月 15 日	
18		天然記念物	市指定	麻績の里舞台桜	座光寺 2535	平成 23 年 3 月 22 日
19		南木曾町	重要伝統的建造物群保存地区	国選定	南木曾町妻籠宿伝統的建造物群保存地区	吾妻（妻籠）
20	建造物		町指定	木地師の家	吾妻 3265-1	昭和 59 年 2 月 1 日
21				蘭の観音堂	吾妻 3041	平成 23 年 7 月 12 日

資料：「長野県文化財総合目録」（平成 16 年、(財)八十二文化財団）
「長野県文化財分布図」（平成 8 年、長野県教育委員会）
「文化財情報」（長野県教育委員会）
「信州 Live on」（平成 25 年 6 月現在、信濃毎日新聞社メディア局）
「南信州マップ」（平成 25 年 6 月現在、いいまち.net ホームページ）
「大鹿村文化財史跡マップ」（大鹿村教育委員会）
「豊丘村文化財調査報告（改訂版）」（平成 10 年、豊丘村総務課）
「豊丘村指定文化財」（豊丘村）
「喬木村データ要覧」（平成 15 年、喬木村）
「文化財マップ」（高森町）
「教育要覧」（平成 20 年、飯田市教育委員会）
「市勢の概要」（平成 21 年、飯田市総務部地域づくり・庶務課）
「清内路村 村勢要覧資料」（平成 14 年、清内路村）
「南木曾町の文化財（地区別）」（平成 22 年、南木曾町）
「南木曾町文化財一覧」（南木曾町）

表 8-3-7-2(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

地点番号	市町村名	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
01	大鹿村	御所平遺跡	-	-	御所平
02		釜沢遺跡	-	-	釜沢
03		上蔵遺跡	-	-	上蔵
04		大河原城跡	-	-	上蔵
05		引の田遺跡	-	-	引の田
06	豊丘村	大池原遺跡	-	包蔵地	大池原
07		道前垣外遺跡	縄文～古墳	包蔵地	伴野 5710～6894
08		源道地遺跡	縄文～弥生	包蔵地	小園
09		伴野原原田遺跡	古墳	包蔵地	伴野
10		南城遺跡	縄文～古墳	包蔵地	伴野
11		塚本遺跡	縄文	包蔵地	小園
12		小園遺跡	弥生	包蔵地	小園
13		小野山遺跡	弥生	包蔵地	小園
14		高越古墳	古墳	古墳	小園 7231
15		小野山 1 号古墳	弥生	古墳	小園 11956
16		小野山 2 号古墳	古墳	古墳	小園 1196
17	喬木村	城原 1 号古墳	古墳	古墳	阿島
18		城原 2 号古墳	古墳	古墳	阿島
19		城原遺跡	縄文～弥生	散布地	阿島
20		宮沢古墳	古墳	古墳	阿島
21		熊野古墳	古墳	古墳	阿島
22		おくまんのん遺跡	縄文	散布地	阿島
23		城原城址	-	城跡	阿島
24		阿島北遺跡	縄文～弥生	散布地	阿島
25		土井場遺跡	弥生	散布地	阿島
26		五反田遺跡	-	散布地	阿島
27		花高遺跡	縄文～弥生	散布地	阿島
28		阿島南遺跡	縄文～弥生	散布地	阿島
29		町弁天古墳	古墳	古墳	阿島
30		郭 1 号古墳	古墳	古墳	阿島
31		郭 2 号古墳	古墳	古墳	阿島

表 8-3-7-2(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

地点番号	市町村名	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
32	喬木村	郭遺跡	縄文～弥生	散布地	阿島
33	飯田市	座光寺中島遺跡	弥生後期	集落址	座光寺
34		松林遺跡	縄文前期・弥生後期	散布地	座光寺
35		座光寺棚田遺跡	平安	-	座光寺
36		市場遺跡	古墳後期・平安	-	座光寺
37		浅間遺跡	近世	-	座光寺
38		座光寺石原遺跡	奈良	-	座光寺
39		唐沢遺跡	古墳後期・平安	-	座光寺
40		花立遺跡	弥生後期・古墳後期	-	座光寺
41		古瀬平遺跡	弥生後期・古墳後期	-	座光寺
42		篠田遺跡	弥生後期・古墳後期～平安	湿地	座光寺
43		流田遺跡	弥生後期・古墳後期～平安	-	座光寺
44		正泉寺遺跡	弥生後期・古墳後期	散布地	座光寺
45		五郎田遺跡	弥生後期・古墳後期～平安	-	座光寺
46		中羽場遺跡	弥生後期・古墳後期・平安	-	座光寺
47		金井戸遺跡	弥生後期・古墳後期・平安	-	座光寺
48		下羽場遺跡	弥生後期・古墳後期・平安	-	座光寺
49		佐野遺跡	弥生後期・古墳後期・平安	-	座光寺
50		上河原遺跡	弥生後期・古墳後期・平安	-	座光寺
51		浅間塚	-	-	座光寺
52		半崎古墳	-	古墳	座光寺
53		白山古墳	-	古墳	座光寺 4946
54		最見塚古墳	-	古墳	座光寺 4545
55		欠野 1 号古墳	-	古墳	座光寺 5143
56		欠野 2 号古墳	-	古墳	座光寺 5143
57		中羽場古墳	-	古墳	座光寺 4420
58		南本城々跡	中世	城跡	座光寺
59		浅間砦跡	-	-	座光寺
60		明神塚	近世	-	座光寺
61		黒田大明神原遺跡	縄文～後期・弥生後～古墳前	集落址	上郷黒田
62		黒田梶垣外遺跡	縄文中・古墳後・平安・中世	-	上郷黒田

表 8-3-7-2 (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

地点番号	市町村名	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地	
63	飯田市	粟屋元遺跡	縄文・弥生・平安・中世	-	上郷黒田	
64		御蔵前	古墳後期	-	上郷飯沼	
65		的場遺跡	古墳後・平安	-	上郷飯沼	
66		西浦遺跡	縄文中・平安・中世	-	上郷飯沼	
67		ママ下遺跡	縄文中・弥生後・平安・中世	-	上郷飯沼	
68		飯沼堂垣外遺跡	縄文中・弥生後・古墳後・平安	集落址	上郷飯沼	
69		飯沼丹保遺跡	縄文中・弥生後・古墳後	集落址	上郷飯沼	
70		矢剣遺跡	弥生後・平安・中世	-	上郷飯沼	
71		橋爪遺跡	弥生後・平安・中世	-	上郷飯沼	
72		権現砦跡	中世	狼火台	上郷黒田	
73		飯沼城跡	中世	城跡	座光寺	
74		上郷桜畑遺跡	縄文中・中世	散布地	上郷黒田	
75		恒川遺跡群	縄文前期・弥生～中世	郡衙址	座光寺	
76		欠野遺跡	-	-	座光寺	
77		黒田柏原遺跡	縄文中期・平安・中世	-	上郷黒田	
78		宮の前遺跡	縄文中・弥生後期	散布地	宮の前	
79		宮の上遺跡	縄文中期	散布地	宮の上	
80		高田遺跡	縄文中・古墳後・中世	散布地	高羽町	
81		高田古墳	-	古墳	高羽町	
82		羽根垣外遺跡	縄文中・古墳後	散布地	丸山町	
83		今宮遺跡	縄文中・弥生後期	散布地	丸山町	
84		押洞遺跡	縄文中期	-	丸山町	
85		古屋垣外遺跡	古墳後期	散布地	丸山町	
86		丸山遺跡	縄文中・弥生後～古墳後	集落址	丸山町	
87		城山城跡	中世	城跡	丸山町	
88		大休遺跡	縄文中期	-	大休	
89		羽場西の原遺跡	縄文中期	-	大休	
90		風越遺跡	縄文中期・古墳後期	-	上飯田	
91		阿智村	石割	-	-	清内路
92			赤子	-	-	清内路
93	萩の平		-	-	清内路	

表 8-3-7-2(4) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

地点番号	市町村名	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
94	阿智村	小日向	-	-	清内路
95	南木曾町	古川遺跡	縄文	-	蘭
96		中山遺跡	縄文	-	蘭

資料：「長野県文化財要覧その23」（平成25年、長野県教育委員会）
 「豊丘村文化財台帳 豊丘村遺跡一覧表」（豊丘村）
 「豊丘村遺跡分布地図」（豊丘村）
 「長野県市町村別遺跡一覧表 下伊那郡 喬木村」（喬木村）
 「飯田の遺跡」（平成10年、長野県飯田市教育委員会）
 「阿智村遺跡地図」（平成11年、阿智村）
 「長野県市町村別遺跡一覧表 下伊那郡 清内路村」（阿智村）
 「浪合村の史跡」（平成8年、浪合村教育委員会）
 「南木曾町ホームページ」（平成25年6月現在、南木曾町）
 「南木曾町遺跡一覧表」（南木曾町）
 「南木曾町埋蔵文化財遺跡分布図」（南木曾町）

(2) 予測及び評価

1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る文化財への影響	<p>予測手法：事業の実施に伴う文化財への影響を定性的に予測した。</p> <p>予測地域：資材及び車両の運行に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。</p> <p>予測地点：予測地域の内、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を計画する道路の沿道で指定等文化財が存在する地点とした。</p> <p>予測時期：工事中とした。</p>

1) 予測結果

予測地域において、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を計画する道路の沿道に存在する指定等文化財を表 8-3-7-3 に示す。

基本的に指定等文化財の近傍等を回避する道路を計画しているが、次の3件の指定等文化財はやむを得ず近傍を資材及び機械の運搬に用いる車両が走行することとなる。1 つめは平安時代末期に建立され、古代大鹿の姿をうかがい知るために重要な歴史的遺構であり、国の重要文化財（建造物）に指定されている福德寺本堂（大鹿村）、2 つめは全国の重要伝統的建造物群保存地区の約40%という広大な面積を有し、建物のみならず自然景観をも考慮にいたした国の重要伝統的建造物群保存地区である南木曾町妻籠宿伝統的建造物群保存地区（南木曾町）、3 つめは明治後期の建物で、昭和51年度に山村地域農林漁業特別対策

事業を利用して蘭の南沢地区から移築し、解体復元された木地師の家（南木曾町）である。

この内、福德寺本堂は、工事用道路を新たに設置し、指定等文化財の近傍を回避する道路を設定するため、指定等文化財への影響はないと予測する。

南木曾町妻籠宿伝統的建造物群保存地区は、選定区域が広いことから、地区内を資材及び機械の運搬に用いる車両が運行することとなり、また、木地師の家は他の迂回道路が存在しないことから、近傍を資材及び機械の運搬に用いる車両が運行することとなるが、採用した保全措置を確実に実施することから指定等文化財への影響は小さいと予測する。

上記以外の指定等文化財は、計画段階において沿道の指定等文化財を回避するように、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を計画する道路を選定していることから影響はないと予測する。

表 8-3-7-3 道路沿道に存在する指定等文化財

地点番号	市町村名	種別		名称	所在地	対象道路
02	大鹿村	国	建造物	福德寺本堂	大河原上蔵	県道 253 号
19	南木曾町	国	重要伝統的建造物群保存地区	南木曾町妻籠宿伝統的建造物群保存地区	吾妻（妻籠）	国道 256 号
20		町	建造物	木地師の家	吾妻 3265-1	国道 256 号

イ. 環境保全措置計

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による指定等文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-3-7-4 に示す環境保全措置を実施する。

表 8-3-7-4 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
適切な運行計画の設定	適	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行は、できる限り指定等文化財を回避するように計画し、運行においては、走行速度、走行頻度等、適切な運行計画を設定することにより、指定等文化財への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
タイヤ洗浄による道路汚染の防止	適	タイヤ洗浄により、ヤード内での土、汚れ等が道路へ持ち込まれることを防止することにより、指定等文化財への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事の平準化	適	工事の平準化により、資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、指定等文化財への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、指定等文化財への影響は小さいと判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

7) 評価の手法

評価項目	評価手法
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る文化財への影響	・回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

1) 評価結果

本事業では、「適切な運行計画の設定」「タイヤ洗浄による道路汚染の防止」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による文化財への環境影響の低減が図られていると評価する。

2) 切土工等又は既存の工作物の除去

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・切土工等又は既存の工作物の除去に係る文化財への影響	予測手法：切土工等又は既存の工作物の除去に係る土地の改変区域と文化財の分布状況の重ね合わせから、文化財が消失又は改変される範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測した。 予測地域：切土工等又は既存の工作物の除去に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域の内、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅のルート上、変電施設及び保守基地は本編に図示した円の中心から半径200mの範囲を改変の可能性のある範囲とした。 予測地点：予測地域の内、切土工等又は既存の工作物の除去に係る土地の改変の可能性のある範囲内に文化財が存在する地点とした。 予測時期：工事中とした。

1) 予測結果

予測地域において、切土工等又は既存の工作物の除去に係る土地の改変の可能性のある範囲内に存在する文化財を、表 8-3-7-5 に示す。

指定等文化財は、回避する工事計画としているため、指定等文化財への影響はないと予

測する。

また、埋蔵文化財包蔵地の内、東山道を通じて畿内から東国に入る玄関口に位置し、奈良・平安時代に栄えた伊那郡衙を含み、日本最古の貨幣である「富本銭」及び「和同開珎（銀銭）」等が出土している恒川遺跡群は、現状で、他の埋蔵文化財包蔵地と同列の位置付けであるが、国史跡の指定に向けて手続きが進んでいることから、同遺跡群全域を回避する工事計画とした。

一方、12箇所の埋蔵文化財包蔵地において鉄道施設を設置することから、それらの埋蔵文化財包蔵地の一部が改変される可能性があるものの、文化財保護法等の関係法令に基づき必要となる関係機関への手続きを行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいと予測する。

表 8-3-7-5 改変の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地

地点番号	市町村名	名称	所在地	計画施設	改変の程度
21	喬木村	熊野古墳	阿島	高架橋	一部改変
22		おくまんのん遺跡	阿島	高架橋	一部改変
24		阿島北遺跡	阿島	高架橋	一部改変
25		土井場遺跡	阿島	高架橋	一部改変
45	飯田市	五郎田遺跡	座光寺	地上駅、高架橋	一部改変
46		中羽場遺跡	座光寺	高架橋	一部改変
56		欠野2号古墳	座光寺	高架橋	一部改変
65		的場遺跡	上郷飯沼	地表式、地上駅	一部改変
66		西浦遺跡	上郷飯沼	地表式、地上駅	一部改変
67		ママ下遺跡	上郷飯沼	地表式、地上駅	一部改変
73		飯沼城跡	上郷飯沼	トンネル（坑口）	一部改変
76		欠野遺跡	座光寺	高架橋	一部改変

イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、切土工等又は既存の工作物の除去による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-3-7-6 に示す環境保全措置を実施する。

表 8-3-7-6 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
変更区域をできる限り小さくする	適	工事の施工範囲に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、変更区域をできる限り小さくすることで、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
適切な構造及び工法の採用	適	必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調査の実施（「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」庁保記第75号(平成10年9月29日 文化庁次長通知)）	適	埋蔵文化財包蔵地の範囲や性格等の把握が十分でない場合は自治体等、関係個所との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出（「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成23年5月2日法律第37号））及び関係機関との協議、対処	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いは関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財への影響は小さいと判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

7) 評価の手法

評価項目	評価手法
・切土工等又は既存の工作物の除去に係る文化財への影響	・回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

1) 評価結果

本事業では、「変更区域をできる限り小さくする」「適切な構造及び工法の採用」「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」及び「遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処」の環境保全措置を確実に実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去による文化財への環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。

3) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置

ア. 予測

7) 予測項目

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る文化財への影響	<p>予測手法：工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る土地の改変区域と文化財の分布状況の重ね合わせから、文化財が消失又は改変される範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測した。</p> <p>予測地域：工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域の内、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅のルート上、非常口（山岳部）は本編に図示した円の中心から半径 100m 及び 150m、変電施設及び保守基地並びに工事用道路は半径 200m の範囲を改変の可能性のある範囲とした。</p> <p>予測地点：予測地域の内、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る土地の改変の可能性のある範囲内に文化財が存在する地点とした。</p> <p>予測時期：工事中とした。</p>

イ) 予測結果

予測地域において、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る土地の改変の可能性のある範囲内に存在する文化財を、表 8-3-7-7 に示す。

指定等文化財は、回避する工事計画としているため、指定等文化財への影響はないと予測する。

また、埋蔵文化財包蔵地の内、東山道を通じて畿内から東国に入る玄関口に位置し、奈良・平安時代に栄えた伊那郡衙を含み、日本最古の貨幣である「富本銭」及び「和同開珎（銀銭）」等が出土している恒川遺跡群は、現状で、他の埋蔵文化財包蔵地と同列の位置付けであるが、国史跡の指定に向けて手続きが進んでいることから、同遺跡群全域を回避する工事計画とした。

一方、16 箇所の埋蔵文化財包蔵地において鉄道施設を設置することから、それらの埋蔵文化財包蔵地の一部が改変される可能性があるものの、文化財保護法等の関係法令に基づき必要となる関係機関への手続きを行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいと予測する。

表 8-3-7-7 改変の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地

地点番号	市町村名	名称	所在地	計画施設	改変の程度
21	喬木村	熊野古墳	阿島	工事施工ヤード	一部改変
22		おくまんのん遺跡	阿島	工事施工ヤード	一部改変
24		阿島北遺跡	阿島	工事施工ヤード	一部改変
25		土井場遺跡	阿島	工事施工ヤード	一部改変
38	飯田市	座光寺石原遺跡	座光寺	工事施工ヤード	一部改変
45		五郎田遺跡	座光寺	工事施工ヤード	一部改変
46		中羽場遺跡	座光寺	工事施工ヤード	一部改変
56		欠野2号古墳	座光寺	工事施工ヤード	一部改変
65		的場遺跡	上郷飯沼	工事施工ヤード	一部改変
66		西浦遺跡	上郷飯沼	工事施工ヤード	一部改変
67		ママ下遺跡	上郷飯沼	工事施工ヤード	一部改変
72		権現砦跡	上郷飯沼	工事施工ヤード	一部改変
73		飯沼城跡	上郷飯沼	工事施工ヤード	一部改変
76		欠野遺跡	座光寺	工事施工ヤード	一部改変
87		城山城跡	丸山町	工事施工ヤード	一部改変
92	阿智村	萩の平	清内路	工事施工ヤード	一部改変

イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-3-7-8 に示す環境保全措置を実施する。

表 8-3-7-8 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
変更区域をできる限り小さくする	適	工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、変更区域をできる限り小さくすることで、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
適切な構造及び工法の採用	適	必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	埋蔵文化財包蔵地の範囲や性格等の把握が十分でない場合は自治体等、関係個所との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いは関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財への影響は小さいと判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

ア) 評価の手法

評価項目	評価手法
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る文化財への影響	・回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

イ) 評価結果

本事業では、「変更区域をできる限り小さくする」「適切な構造及び工法の採用」「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」及び「遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処」の環境保全措置を確実に実施することから、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による文化財への環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。

4) 鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
<p>・ 鉄道施設の存在に係る文化財への影響</p>	<p>予測手法：鉄道施設の存在に係る土地の改変区域と文化財の分布状況の重ね合わせから、文化財が消失又は改変される範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測した。</p> <p>予測地域：鉄道施設の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域の内、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅のルート上、非常口（山岳部）は本編に図示した円の中心から半径100m及び150m、変電施設及び保守基地は半径200mの範囲を改変の可能性のある範囲とした。</p> <p>予測地点：予測地域の内、鉄道施設の存在に係る土地の改変の可能性のある範囲内に文化財が存在する地点とした。</p> <p>予測時期：鉄道施設の完成時とした。</p>

1) 予測結果

予測地域において、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る土地の改変の可能性のある範囲内に存在する文化財を、表 8-3-7-9 に示す。

指定等文化財は、回避する計画としているため、指定等文化財への影響はないと予測する。

また、埋蔵文化財包蔵地の内、東山道を通じて畿内から東国に入る玄関口に位置し、奈良・平安時代に栄えた伊那郡衙を含み、日本最古の貨幣である「富本銭」及び「和同開珎（銀銭）」などが出土している恒川遺跡群は、現状で、他の埋蔵文化財包蔵地と同列の位置付けであるが、国史跡の指定に向けて手続きが進んでいることから、同遺跡群全域を回避する計画とした。

一方、16箇所埋蔵文化財包蔵地において鉄道施設を設置することから、それらの埋蔵文化財包蔵地の一部が改変される可能性があるものの、文化財保護法等の関係法令に基づき必要となる関係機関への手続きを行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいと予測する。

表 8-3-7-9 改変の可能性のある範囲内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地

地点番号	地域	遺跡名称	所在地	計画施設	改変の程度
21	喬木村	熊野古墳	阿島	山岳トンネル、高架橋	一部改変
22		おくまんのん遺跡	阿島	山岳トンネル、高架橋	一部改変
24		阿島北遺跡	阿島	高架橋	一部改変
25		土井場遺跡	阿島	高架橋	一部改変
38	飯田市	座光寺石原遺跡	座光寺	非常口(山岳部)	一部改変
45		五郎田遺跡	座光寺	高架橋、地上駅	一部改変
46		中羽場遺跡	座光寺	高架橋	一部改変
56		欠野2号古墳	座光寺	高架橋	一部改変
65		的場遺跡	上郷飯沼	地表式、地上駅	一部改変
66		西浦遺跡	上郷飯沼	地表式、地上駅	一部改変
67		ママ下遺跡	上郷飯沼	地表式、地上駅	一部改変
72		権現砦跡	上郷飯沼	非常口(山岳部)	一部改変
73		飯沼城跡	上郷飯沼	トンネル(坑口)	一部改変
76		欠野遺跡	座光寺	高架橋	一部改変
87		城山城跡	丸山町	非常口(山岳部)	一部改変
92	阿智村	萩の平	清内路	非常口(山岳部)	一部改変

イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-3-7-10 に示す環境保全措置を実施する。

表 8-3-7-10 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
変更区域をできる限り小さくする	適	工事の施工範囲に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、変更区域をできる限り小さくすることで、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
適切な構造及び工法の採用	適	必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を採用することで文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	埋蔵文化財包蔵地の範囲や性格等の把握が十分でない場合は自治体等、関係個所との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いは関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財への影響は小さいと判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

7) 評価の手法

評価項目	評価手法
・鉄道施設の存在に係る文化財への影響	・回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

1) 評価結果

本事業では、「変更区域をできる限り小さくする」「適切な構造及び工法の採用」「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」及び「遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処」の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による文化財への環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。